

津市水道資料館の管理に関する要綱

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日水道局訓第 1 号

改正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日水道局訓第 1 号

令和 2 年 3 月 3 1 日上下水道事業訓第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道資料館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「水道資料館」とは、津市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が管理し、本市の水道資料の保存に供する建物、工作物及びその敷地（立木等を含む。）をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 水道資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市水道資料館
- (2) 位置 津市片田薬王寺町 3 5 1 番地

(管理責任者)

第 4 条 水道資料館に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、水道資料館の管理について掌理する。
- 3 管理責任者には、上下水道管理課長をもって充てる。

(休館日)

第 5 条 水道資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が水道資料館の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日及び土曜日
- (2) 1 2 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの日
- 2 前項第 1 号に規定する日が、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときは、その翌火曜日を休館日とする。

(開館時間)

第 6 条 水道資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。ただし、管理者が水道資料館の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入館の制限)

第 7 条 管理責任者は、他人に迷惑を及ぼすおそれのある者その他館内の秩序を乱すおそれのある者に対しては、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(遵守事項)

第 8 条 管理責任者は、利用者に対し次に掲げる事項を守らせるものとする。

- (1) 水道資料館、その設備器具、資料等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日水道局訓第 1 号)

この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日上下水道事業訓第 1 号)

この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。